

明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、明和町環境基本条例及び明和町環境基本計画の規定に基づき、環境への負荷の低減を図るため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、クリーンエネルギーの普及促進に寄与し、快適な生活環境のまちづくりを推進するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、明和町補助金等に関する規則(昭和56年規則第14号)に定めるもののほか、この告示に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 対象システム 日本産業規格等に適合しているもので、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力が10キロワット以下で未使用の太陽光発電システム及び太陽光発電システムの設置に併せて設置する蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上の定置型蓄電池をいう。

(2) 住宅 専用住宅又は併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものであること。)をいう。ただし、集合住宅は除く。

(3) 建売住宅供給者等 建売住宅等に対象システムを設置する計画を有し、工事を完了し、販売できる者をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、自らの居住する町内の住宅に対象システムを設置した者、又は町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した者とする。

2 対象者は、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 本町の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 対象者の属する世帯全員に町税等の滞納がないこと。

(3) 自己の居住の用に供する住宅又はこれに付随する車庫、物置等に発電システムを設置したものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は次の各号に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める額とする。

- (1) 太陽光発電システム 1万円に発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(単位はキロワットとし、小数点第3位を四捨五入する。)を乗じて得た額(10万円を超える場合は10万円とする。)。ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 定置型蓄電池 1万円に蓄電池の蓄電容量(単位はキロワットアワーとし、小数点第3位を四捨五入する。)を乗じて得た額(6万円を超える場合は6万円とする。)。ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象システムの設置を完了したときは、電力会社との電力受給契約の日から1年以内に明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」という。)(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの仕様・規格・費用等が判別できる経費の内訳が明記されている工事請負(売買)契約書の写し
- (2) 対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との接続契約を締結したことを証する書類の写し
- (4) 電力受給契約に基づく系統連携日を証する書類の写し
- (5) 対象システムの設置状態を示す写真及びシステム配置図(設置された太陽電池モジュールの枚数が確認できるカラー写真であること)
- (6) 対象システムの設置場所がわかる案内図
- (7) 太陽光発電システムの出力対比表
- (8) 共有名義の場合は、共有者の同意書(様式第4号)

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、適正と認めたときは、明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付決定通知書(以下「補助金交付決定」という。)(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金交付決定を受けた申請者は、明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない

い。

3 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第7条 町長は、補助の対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 本要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付の取消しをした場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(協力要請)

第9条 町長は、補助金の交付を受けて対象システムを設置した者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータ提供、その他の協力要請をすることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

2 この告示の施行前の明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付要綱の適用を受けて対象システムの設置を完了した者又は建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した者に係る補助金の額は、なお、従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。(平成24年7月5日公布)

附 則

この告示は公布の日から施行する。(平成25年7月5日公布)

附 則

この告示は平成25年8月1日から施行する。

附 則

この告示は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付要綱の適用を受けて対象システムの設置を完了した者又は建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した者に係る補助金の額は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付要綱別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年4月1日以後に電力会社との電力受給契約を結んだ対象システムについて適用し、同日前に契約を結んだ対象システムについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行する。